

緊急銃猟対応マニュアル

青森県十和田市

令和7年12月25日

目 次

1 はじめに	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
(3) 定義・用語整理	1
2 緊急銃猟に備えた平時における事前準備	3
(1) 対応体制の整備	3
(2) 許可権限	5
(3) 連絡体制の構築	5
(4) 捕獲者リストの作成	5
(5) 机上訓練・実地訓練	5
(6) 保険加入	6
(7) 必要な物品の確保	6
(8) 地域住民に対する情報発信	8
3 緊急銃猟実施に向けた現場対応	9
(1) 通報から緊急銃猟実施までの流れ	9
(2) 通報時の対応	11
(3) 射線方向、交通規制範囲、地域住民等の退避範囲等の対応方針の決定	12
(4) 緊急銃猟の実施	14
(5) 緊急銃猟実施後の対応	14

別紙1 緊急時における連絡先リスト

別紙2 捕獲者リスト

別紙3 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト

別紙4 保険の加入状況リスト

別紙5 緊急銃獵確認チェックリスト

別紙6 緊急銃獵実施報告様式

1 はじめに

(1) 背景

近年、全国的にツキノワグマやイノシシ等の大型野生獣が市街地や住宅地に出没する事例が増加しており、人身被害の発生が懸念されているほか、地域住民の不安が深刻化している。

従来の狩猟制度や有害鳥獣捕獲制度では、実施区域・期間の制限や手続き上の制約があることから、突発的な出没事案に迅速に対応することが困難であった。このため、国民の生命・身体の安全を確保する観点から、緊急銃猟制度の創設を目的とした「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下、「法」という。）」の改正がなされ、令和7年9月1日より施行された。

緊急銃猟制度は、危険鳥獣が市街地等の人の日常生活圏に侵入した場合、有害鳥獣捕獲や通常の追い払い等で対応できない状況に即応し、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、銃器を用いて捕獲することを可能とする制度である。

当市においても、危険鳥獣の目撃情報が多数寄せられており、今後、緊急銃猟が必要となる可能性が非常に高いため、緊急銃猟実施に向けた体制の構築が求められている。

(2) 目的

緊急銃猟を実施する際には、多数の法令を確認する必要があるほか、関係機関と連携し、対応の迅速さと地域住民の安全確保を両立させることが必要不可欠であり、事前の準備を行っていなければ対応は困難を極める。

本マニュアルは、ツキノワグマ等の危険鳥獣が人の日常生活圏に出没した場合に備えて、緊急銃猟を迅速かつ安全に実施するための体制と準備を整えることを目的とする。

(3) 定義・用語整理

ア 緊急銃猟

危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入した場合等の一定の条件を満たしたときに、法第34条の2に基づいて市町村長が、銃器の使用による人の生命・身体に対する危害を防止した上で、銃器を使用した危険鳥獣の捕獲等をすること。

イ 有害鳥獣捕獲

学術研究、鳥獣の保護又は管理等の目的で、法第9条に基づき環境大臣又は都道府県知事が許可する捕獲行為。市においては、昭和56年に狩猟鳥獣及びダイサギ、サギ、トビ、ドバト、サルの捕獲許可権限を青森県から移譲されている。

ウ 緊急捕獲

有害鳥獣捕獲の一部。ツキノワグマ等が住居集合地域等に出没し、人身又は財産に危難が予想され、緊急の捕獲が必要であると認められる場合、原則、市町村は許可権限を有する鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を捕獲従事者に速やかに付与し、捕獲を依頼するとともに、警察署及び農林水産事務所等の関係機関に情報を提供することとしている。ただし、ツキノワグマ等による人身被害が現に発生しているか、又は人間の生活域において発生するおそれが極めて高く、猟銃による捕獲以外には生命の危機が回避できない状況にあり、かつ、法第9条に基づく許可が時間的・物理的に不可能な場合は、警察部局と

密接に連携・協力し、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条第1項に基づく警察官の命令又は刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項に基づく緊急避難により捕獲できるものとする。

エ 捕獲者

緊急銃猟実施に当たり、市町村長から委託等を受けて対象危険鳥獣への銃猟を行う者（射手）。いわゆる趣味で狩猟を行う者と区別するため「捕獲者」とする。

オ 危険鳥獣

人の日常生活圏に出没した場合に、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがありいものとして「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号）」第1条で定める鳥獣。ツキノワグマ、イノシシを指す。

カ 錯誤捕獲

本来捕獲したい鳥獣ではない、別の鳥獣がわなにかかること。

キ 危険猟法

爆発物、劇薬、毒物を使用する捕獲。麻酔薬に使用されることのある塩酸ケタミン等の施用量によっては危険猟法に該当する可能性がある。該当した場合は、麻酔薬の施用量に応じて県知事又は環境大臣の許可が必要。

ク 住居集合地域

200m以内に人家が10軒以上ある場所を示す。ビニールハウスなどは人家に含まない。緊急捕獲の場合、住居集合地域では発砲命令が必要である。

ケ 麻酔銃猟

麻酔薬を用いた銃猟。麻酔薬の施用量に応じて県知事又は環境大臣の許可が必要となる。

コ 十和田市鳥獣被害対策実施隊

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下、「鳥獣被害防止措置法」という。）に基づき十和田市が設置している有害鳥獣捕獲、被害防止対策等の実践活動を行う団体。隊長は鳥獣対応主管課長（農林畜産課長）、副隊長は青森県獣友会十和田市支部長、事務局は鳥獣対応主管課（農林畜産課）が務めている。

サ 追い払い

有害鳥獣を音や道具で怖がらせて、人の生活圏から山へ帰す行為。追い払いに火薬を使用する場合（動物駆逐用煙火）は、火薬取締法第29条に基づいた保安教育の受講が必要となる。

2 緊急銃猟に備えた平時における事前準備

(1) 対応体制の整備

人の生活圏に危険鳥獣が突然的に出没した際にも迅速かつ適切な対応を行うため、事前に役割の明確化を行う。

想定される役割は以下のとおり。

(表1) 対応者とその役割

対応者	役割
市長	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急銃猟の実施の決定 ・県への応援要請 ・錯誤捕獲時等における緊急捕獲許可 ・交通規制と避難の指示
農林畜産課	<ul style="list-style-type: none"> ・現場の指揮 ・住民への注意喚起 (市ホームページ・公的SNS、報道機関投込み、防災無線等) ・情報の統括(報道機関対応等) ・安全確保(通行制限、誘導等) ・出没場所等の管理者・地権者との調整 ・関係機関との連絡体制整備 ・記録 ・目撃地点周辺に看板設置 ・緊急銃猟による被害の有無の確認及び原状回復 ・損失補償
農林畜産課 まちづくり支援課 商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・追い払い ・目撃地点周辺に看板設置 <p>※商工観光課は観光施設周辺への看板設置</p>
農林畜産課 まちづくり支援課 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール車による注意喚起、広報 ・防災無線による注意喚起、広報 ・地元町会等への注意喚起、広報 ・直接訪問による注意喚起 <p>※総務課は防災無線による注意喚起、広報</p>
まちづくり支援課 商工観光課 こども支援課 高齢介護課 生活福祉課 指導課 スポーツ・生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・現場周辺の関係施設へ連絡
十和田市鳥獣被害対策 実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・追い払い ・捕獲者の推薦 ・出没箇所の調査(誘因物、移動ルート、ねぐら等) ・捕獲者の技術的サポートや照明、盾等による物理的な捕獲者のサポートの実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急銃猟による被害の有無の確認及び原状回復 ・捕獲個体の処理
捕獲者（射手）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急銃猟の実施 ・麻醉銃等での捕獲 ・捕獲場所・方法等に関する担当部局への助言等
青森市 平川市 七戸町 東北町 六戸町 五戸町 新郷村 鹿角市 小坂町	<ul style="list-style-type: none"> ・市の境界付近での危険鳥獣出没情報の共有 ・市の境界付近での緊急銃猟実施に関する情報の共有 ・市の境界付近での緊急銃猟実施にあたっての実施体制の共有、事前調整
十和田警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保、パトロール ・緊急銃猟実施に関する助言等（特に実施場所、射線等） ・交通規制に係る人員配置への協力
十和田広域事務組合消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・人身被害発生時の対応
北里大学獣医学部 (野生動物学研究室)	<ul style="list-style-type: none"> ・危険鳥獣の生態や行動等に関する助言
県自然保護課	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの応援要請に応じ、市の指揮の下で活動 ※県の役割は市との打合せで個別に調整するほか、別紙 5「緊急銃猟確認チェックリスト」に基づく進行状況 確認及び助言等を想定 ・緊急捕獲の際の住居集合地域等における麻醉銃猟の 許可 (緊急銃猟時の麻醉銃猟は県の許可不要) ・県境付近での緊急銃猟の実施にあたっての近隣県への 情報共有
環境省東北地方環境事務所（野生生物課）	<ul style="list-style-type: none"> ・危険獣法（法第36条、劇薬、毒物等使用）使用時の 許可
環境省十和田八幡平国立公園管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園指定区域内（休屋・宇樽部等）で緊急銃猟する 場合、情報を共有し連携

※表に記載のない役割については農林畜産課で対応すること。

(2) 許可権限

緊急銃猟のほか、関連する下記の行為の許可権限は以下のとおりであるため留意すること。

(表2) 許可権限一覧

緊急銃猟	市長
緊急捕獲許可	市長（青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例により昭和56年度に移譲済み）
有害捕獲許可	市長（青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例により昭和56年度に移譲済み） ※同一事務所管内で2市町村以上にまたがり許可を出す必要がある場合は、当該市町村を管轄する農林水産事務所長 ※2つ以上の農林水産事務所で管轄する地域にまたがり許可を出す場合は、県自然保護課長 ※国指定鳥獣保護区内の場合は、東北地方環境事務所長
住居集合地域等の麻醉銃猟許可（緊急捕獲のみ）	県自然保護課長
警察官職務執行法による発砲命令	警察官（発砲命令は警察側の判断で行われ、必ず命令が出されるわけではないため留意すること。） ※緊急捕獲許可が必要

(3) 連絡体制の構築

対応体制の整備で明らかにした関係者との連絡体制を構築するため、別紙1「緊急時における連絡先リスト」を作成するし、年度ごとに更新すること。

また、平時から鳥獣対策LINEグループ等を活用し、情報共有等を図ること。

(4) 捕獲者リストの作成

緊急銃猟を実施可能な能力を有する捕獲者について、予め氏名や住所、連絡先等必要な事項を確認の上、別紙2「捕獲者リスト」を作成し、年度ごとに更新すること。また、平時から法において定められている要件が達成されているか確認しておくこと。

緊急銃猟を実施可能な能力等要件については、別紙3「緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト」を用いて確認を行うこと。

なお、有事の際には、捕獲者リストの第1順位の者から連絡を行い、出動可能の方に依頼すること。3名以上から出動の同意を得ることが望ましい。

(5) 机上訓練・実地訓練

平時からの準備として、緊急銃猟に関する机上訓練及び実地訓練を実施する。銃猟を行うタイミングや銃猟を行うことができる場所について、関係者間で共通の認識を持ち、対象鳥獣の生態や習性、性質や関係法令、捕獲手法、出没時の対応方針等の必要な知識が得られるよう、定期的な研修を年1回以上行う。

ア 机上訓練（例年5月頃）

参加者 …担当部局、実施隊、警察署、県担当部局、国立公園管理事務所等

内 容 …①通報→判断→人員配置→安全確保の流れの確認

②航空写真や住宅地図を用いて机上での避難範囲や安土（バックス
トップ）、捕獲位置等の確認

③捕獲者（十和田市鳥獣被害対策実施隊等）向け研修（法令確認、
安全確保対策、銃器の取り扱い）

イ 実地訓練（例年5月頃）

参加者 …可能な限り関係者全員を招集

内 容 …緊急銃獵の実施が想定される河川敷等の現地において、現場の状況
や周辺環境を確認しながら、跳弾のおそれのある範囲の交通規制、
地域住民等の避難範囲、マスコミの制御等を実施するエリアを検討。
安土等の条件や発砲する際の矢先の確認等を市町村職員と捕獲者、
警察等が中心となり確認。

（6）保険加入

人の日常生活圏において行う緊急銃獵では、山野における従来の鳥獣捕獲では想
定していない器物等への損害が生じる可能性がある。

緊急銃獵により、物損や万一の人身被害が生じた場合には、実施者である市町村
が損失を補償・賠償することとなっているため、あらかじめ保険に加入しておくこ
と。

なお、加入した保険の状況は別紙4「保険の加入状況リスト」にリスト化し、加
入状況を更新する度にリストも更新すること。

（7）必要な物品の確保

人の日常生活圏への危険鳥獣の出没に備え、関係者間で必要な物品の情報を共有
し、対応に当たる職員等の安全確保や確実な捕獲を行うために必要な物品を整備す
ること。

（表3） 必要物品一覧表

種類	備考
捕獲者の証票 (腕章)	捕獲者用。市町村長が実施を指示してから受け渡し、着用させる。（射手2～3名を想定）
十和田市鳥獣被害対策実施隊ベスト	捕獲者及びサポート者が着用する。
反射板付きゼッケン	現場対応するものに着用させる。
無線・トランシーバー (スポーツ・生涯学習課備品)	現場指揮や避難誘導、交通規制の担当者に割り振る。
ヘルメット	捕獲者及びサポート者 ※その他捕獲現場臨場者分あることが好ましい
盾	ツキノワグマ反撃時の捕獲者緊急退避用、サ ポート者が装備。
プロテクター	捕獲者及びサポート者の安全確保
クマスプレー（ツキノワグマに有効）	サポート者

性のあるもの)	※その他捕獲現場臨場者分あることが好ましい
カメラ・ビデオカメラ	緊急銃猟の様子を撮影し記録。スマホ等でも可。 ※捕獲者が希望した場合等、捕獲者が了承を得ている場合のみ、市町村の責任のもとに捕獲者が対応した内容を後から証明できるようにする。
拡声器 (防災危機管理室)	避難誘導、交通整理の担当者に割り振る
注意喚起用看板	目撃地点周辺に設置
カラーコーン又は通行規制用看板	交通規制時にのみ使用 ※使用に当たっては道路法上許可が必要であることから、事前に警察及び道路管理者と調整が必要
規制テープ	交通規制時にのみ使用 ※使用に当たっては道路法上許可が必要であることから、事前に警察及び道路管理者と調整が必要
誘導灯、赤旗等	交通規制時にのみ使用
懐中電灯、ヘッドライト	夜間現場で使用
車両	移動及び通行制限範囲明示用として使用
トラック (必要に応じて)	緊急銃猟時の足場及び捕獲個体搬出用
土嚢	バックストップ補強等（種雄牛管理センターで保管）
消石灰	原状回復時に消毒用として使用（種雄牛管理センターで保管）
緊急銃猟対応マニュアル	
緊急銃猟ガイドライン（環境省作成）	
緊急銃猟確認チェックリスト（別紙5）	法令上の緊急銃猟の条件等をチェックリスト化したもの。市町村が緊急銃猟の実施可否を判断する際に使用
緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト（別紙3）	法令上の緊急銃猟を実施する者の要件に加え、必要に応じ市町村の判断により任意で確認する事項をチェックリスト化
市町村区域内の航空写真、国土地理院地図、住宅地図 等	緊急銃猟実施時における交通制限、退避箇所等の範囲決定のための参考資料
煙火	追い払い使用

※数量については、全て必要個数とする。

(8) 地域住民に対する情報発信

緊急銃獵実施にあたり、地域住民の理解が得られるよう、平時から市ホームページや市町村広報誌等により、環境省資料（緊急銃獵ガイドラインp114）を活用し、緊急銃獵の仕組みや必要性等の周知を行うこと。

【ホームページ掲載周知文章案】

【緊急銃獵制度とは】

緊急銃獵制度は、近年、増加傾向にある人の生活圏でのツキノワグマやイノシシの目撲・被害に対し、緊急的に獵銃による捕獲を実施できる制度です。

- 緊急銃獵の実施には、次の4つの項目を全て満たす必要があります。
- ①ツキノワグマ等が人の日常生活圏へ侵入している/侵入のおそれがある。
 - ②ツキノワグマ等による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要がある。
 - ③銃獵以外の方法によって的確かつ迅速にツキノワグマ等の捕獲が困難。
 - ④銃獵によって人の生命又は身体に対する危害を及ぼすおそれがない。

【環境省ホームページ「周知用チラシ」より】

緊急銃獵へのご理解とご協力をお願いいたします

緊急銃獵とは

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、市街地等において銃器を用いたツキノワグマの捕獲等を行うことを指します。

以下の4つの条件が満たされた場合にのみ実施されます。

- ① ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシが人の日常生活圏へ侵入した場合
- ② 鳥獣による人への危害を防止するための緊急措置が必要
- ③ 銃獵以外の方法では捕獲等が困難
- ④ 銃獵によって人の生命・身体に危害が及ぶおそれがない

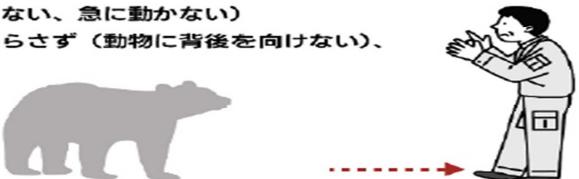
●緊急銃獵実施時の通行制限に違反した場合、法律により罰則の対象となることがあります。

●緊急銃獵は、銃器を使用しますが、地域の皆様の安全確保が確認できるまで、実施することはありません。

●地域の皆様の安全を守るための措置ですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

もし出会ってしまったら

- ・まず落ち着く（大声を出さない、急に動かない）
- ・ツキノワグマから目線をそらさず（動物に背後を向けない）、ゆっくりとその場を離れる
- ・建物・車内へ避難する



もし襲われたら

- ・最初の一撃では人の急所である頭・首・お腹を守る
- ・引き倒されたら首元を守ってうつ伏せ



問い合わせ先

4つの項目を満たすため、交通規制等を実施する場合があります。
ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

詳細については下記のリンクをご確認ください。
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort15/doc/guideline.pdf>
(環境省 緊急銃獵ガイドライン)

この記事への
お問い合わせ

農林畜産課 農産林務係
電話：0176-51-6745 メール：norintikusan@city.towada.lg.jp

3 緊急銃猟実施に向けた現場対応

(1) 通報から緊急銃猟実施までの流れ

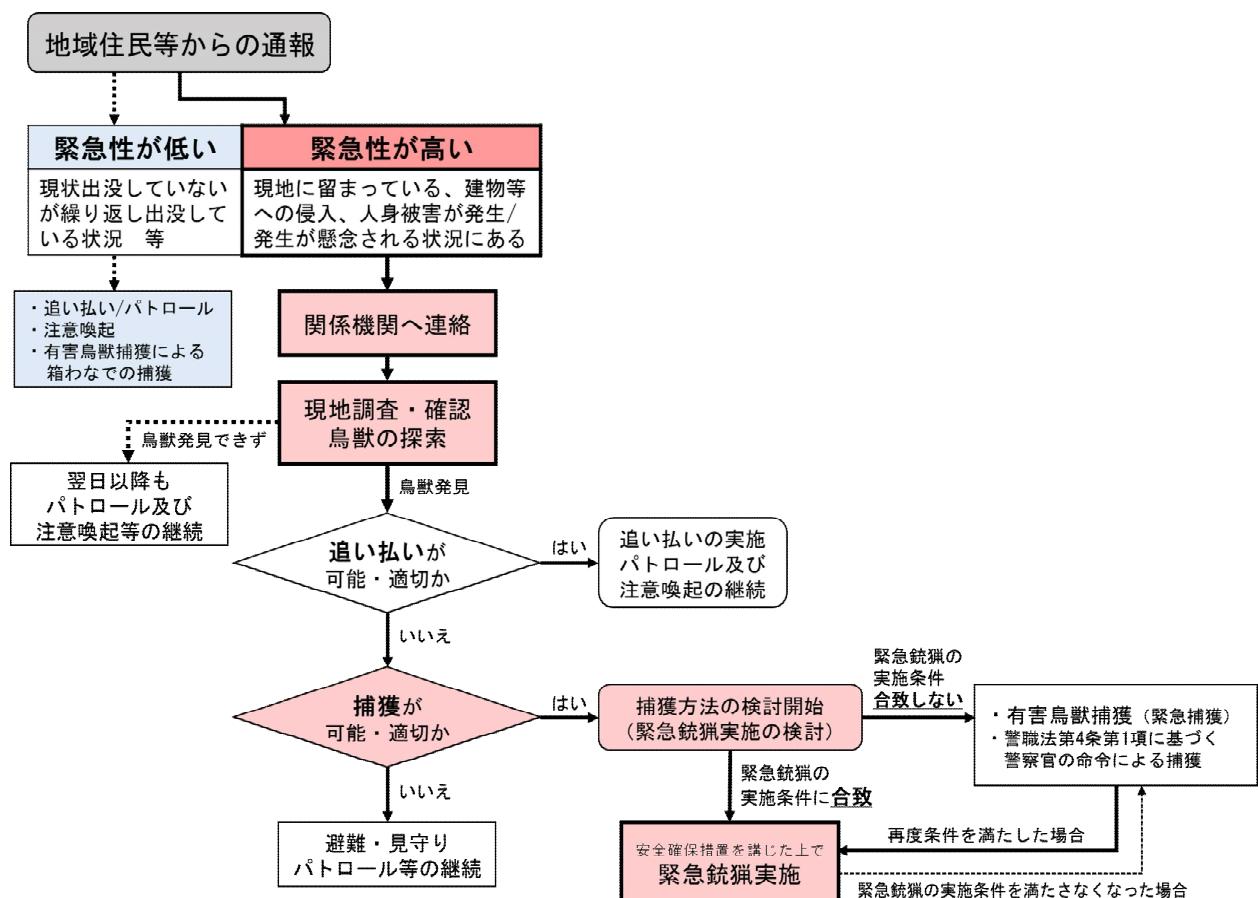
地域住民等からツキノワグマ出没の通報を受けた場合、必要な情報を聞き取り状況に応じた対応を検討する。

(緊急銃猟が実施可能となる4つの条件)

人の日常生活圏において、緊急銃猟を実施するためには、以下の①から④の条件をすべて満たす必要がある。

- ①危険鳥獣が人の日常生活圏へ侵入している/侵入のおそれがある。
- ②危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要がある。
- ③銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等が困難。
- ④銃猟によって人の生命又は身体に対する危害を及ぼす恐れがない。

(図1) 通報から緊急銃猟の実施までの流れ



(表4) 参考：緊急性の判断

緊急性		
低い	中程度	高い
<ul style="list-style-type: none"> ・山林での目撃 ・市街地以外での単発的な目撃 	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物等被害発生 ・観光施設周辺への継続的な出没 ・市街地での単発的な目撃 ・集落周辺での頻繁な出没 	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害の発生又は発生のおそれがある ・市街地、集落での多発的な目撃 ・人家、施設への侵入 ・人家、施設周辺での居座り ・錯誤捕獲
↓	↓	↓
<ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起の実施 ・必要に応じた追い払いやパトロールの実施 ・有害鳥獣捕獲での捕獲検討（箱わな） 	<ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起の実施 ・必要に応じた追い払いやパトロールの実施 ・状況に応じ施設利用の一時停止 ・誘引物対策（収穫物、残さ、ゴミの除去、適切管理） ・侵入防止対策（電気柵） ・有害鳥獣捕獲での捕獲検討（箱わな） 	<ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起の実施 ・有害鳥獣捕獲（緊急捕獲）の実施検討 ・緊急を要する場合は、緊急銃猟の検討 ・必要に応じた追い払いやパトロールの実施
<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村公式ホームページやSNS等による目撃情報等の発信 ・状況に応じ、広報車や防災無線を活用した幅広い周知の実施 ・緊急銃猟の実施に当たっては、条件の確認及び施設管理者への説明 		

(2) 通報時の対応

地域住民等から通報があった場合、対応に必要な項目を聞き取り、出没場所や個体の行動、現地確認時の周辺状況等を考慮した上で、対応を検討する。

緊急銃猟に該当し得ると判断された場合には、速やかに関係機関に連絡するとともに、「現場対応を行う者」と「庁舎に残り緊急銃猟実施の準備を行う者」に分かれ、速やかに対応する。

なお、緊急銃猟の実施を周知する前に、目撃情報は十和田市公式LINE等で情報発信・注意喚起を行う。また、人的被害が発生した場合も同様に広報活動を行う。

【目撃情報等の聞き取り事項】

有害鳥獣出没対応連絡票		聞き取り者	整理番号
通 報 者	TEL		
通 報 日 時	令和 年 月 日 ()	時	分
目 撃 日 時	令和 年 月 日 ()	時	分
目 撃 場 所	十和田市 大字 字 から に mの	※地図別紙	
目 撃 鳥 獣	サル・クマ・ニホンジカ・イノシシ・その他の鳥獣 () 体長 m、 数 頭		
目 撃・被 害 状 況			
区 分	目撃・足跡発見・食害()・人的被害		
そ の 他 特 記 事 項	食害の場合、わなの設置希望(有 · 無)		

(LINE配信用文章案)

【クマ目撃情報】

- 日時 ○月○日 ○時○分頃
- 場所 大字○○ ○丁目○○付近
- 詳細 分かる範囲で記載する
- 体長約○mのクマ○頭が目撃されました。付近にお住まいの方、通行される方は十分ご注意ください。

[国土地理院のURLを記入]

※国土地理院の地理院地図が開きます。

(配信元 十和田市農林畜産課)

TEL 0176-51-6745

【ツキノワグマによる人身被害発生】

- 日時 ○月○日 ○時○分頃
- 場所 大字○○ ○丁目○○付近
- 詳細 ○○中の男性/女性がツキノワグマに襲われ、○○を負傷

大変危険ですので、人身被害が発生している場所には近づかないでください。

[国土地理院のURLを記入]

※国土地理院の地理院地図が開きます。

(配信元 十和田市農林畜産課)

TEL 0176-51-6745

(3) 射線方向、交通規制範囲、地域住民等の退避範囲等の対応方針の決定

緊急銃猟の実施を判断した場合、現場においては役割分担を改めて確認し関係機関と連携を図りながら、安全確保措置として交通規制の実施や住民への周知等を行う。

緊急銃猟の実施に向け、射線の方向を決定する際には臨場している警察官や捕獲者からの助言も踏まえながら、以下の点に留意すること。

(留意点1) バックストップがあることを確認し、射線方向には屋内外を含め人がいない状態とすること。

(留意点2) 弾丸が引火物や爆発物に到達するおそれがある場合は、捕獲者等にも危険が伴うことから射線方向を再考すること。埋設ガス管等についても確認を行うこと。

また、交通規制を実施するまでに、規制を行う場所、期間、制限の内容等を防災無線や市公式LINE、市ホームページに掲載し、内容の周知を図らなければならない。

(LINE配信用文章案)

【緊急銃猟を実施します】

【交通規制】

下記の内容でツキノワグマの緊急銃猟を実施します。

●日時 ○月○日 ○時○分頃

●場所 十和田市○○地区付近

緊急銃猟の実施に伴い、交通規制を行います。

[交通規制がわかる画像を記載]

危険が及ぶ可能性があるため、現場付近には絶対に近づかないでください。

(配信元 十和田市農林畜産課)

TEL 0176-51-6745

(ホームページ発信用文章案)

【緊急銃猟の実施及び交通規制について】

令和●年●月●日●時●分頃から、十和田市●●地区周辺において、ツキノワグマの緊急銃猟を実施します。

実施日時：令和●年●月●日

実施場所：十和田市○○地区

緊急銃猟実施に伴い、交通規制を行います。

交通規制区域

【画像】

危険が及ぶ可能性があるため、現場付近には絶対に近づかないでください。

この記事への
お問い合わせ

農林畜産課 畜産林務係

電話：0176-51-6745 メール：norintikusan@city.towada.lg.jp

(4) 緊急銃猟の実施

緊急銃猟の実施に当たっては、捕獲者が要件を満たしているか別紙3「緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト」を用いて最終確認を行い、署名を求めることがある。

市は、緊急銃猟の許可要件を満たしているか別紙5「緊急銃猟確認チェックリスト」を用いて最終確認を行った後、捕獲者へ緊急銃猟の実施を指示（又は委託）する。また、捕獲者に証票を携帯させるほか、現場における留意事項や中止判断時の合図方法などの伝達を確実に行う。

なお、使用する銃種、射撃する角度、射撃するタイミングについては、捕獲者の裁量による。

危険鳥獣の移動等により、緊急銃猟が実施可能となる4つの条件を満たせなくなった場合は、証票を回収する。再度条件を満たし、緊急銃猟の実施が判断された場合には改めて証票を付与すること。

緊急銃猟の実施の流れ及び各段階における役割については、図2を参照

(5) 緊急銃猟実施後の対応

緊急銃猟の実施後、原状回復まで終了した場合は、十和田市公式LINE等により交通規制の解除や緊急銃猟終了について、周知する。

また、損失が発生したと思われる場合には、被害の状況を記録するとともに、相手方からの請求が必要となるため、速やかに請求するよう依頼する。

また、緊急銃猟の実績について、別紙6「緊急銃猟実施報告様式」を用いて、県自然保護課に対して速報を実施日から3日以内、正式報告版を7日以内に提出する。提出先は、県自然保護課メール（shizen@pref.aomori.lg.jp）とする。

（LINE配信用文章案）

【緊急銃猟の終了】

【緊急銃猟を終了しました】
令和〇年〇月〇日〇時〇分に十和田市〇〇で実施した緊急銃猟は、ツキノワグマの捕獲を確認し、すべて終了しました。
緊急銃猟実施に伴う交通規制は解除されています。

ご協力いただきありがとうございました。

引き続き、ツキノワグマの出没にご注意ください。

（配信元 十和田市農林畜産課）
TEL 0176-51-6745

【緊急銃猟の中止】

【緊急銃猟を中止しました】
令和〇年〇月〇日〇時〇分に十和田市〇〇で実施を予定していた緊急銃猟は、実施条件を満たせなくなったため、中止となりました。

現在、対象のツキノワグマは（～に移動しました。0r 箱わなで捕獲されました。）

緊急銃猟実施に伴う交通規制は解除されています。

ご協力いただきありがとうございました。

引き続き、ツキノワグマの出没にご注意ください。

（配信元 十和田市農林畜産課）
TEL 0176-51-6745

(ホームページ掲載用文章案)

【緊急銃猟の終了】

【緊急銃猟終了のお知らせ】

令和●年●月●日●時●分に十和田市○○で実施した緊急銃猟は、ツキノワグマの捕獲を確認し、すべて終了しました。

緊急銃猟実施に伴う交通規制は解除されています。

ご協力いただきありがとうございました。

引き続き、ツキノワグマの出没にご注意ください。

この記事への
お問い合わせ

農林畜産課 畜産林務係
電話：0176-51-6745 メール：norintikusan@city.towada.lg.jp

【緊急銃猟の中止】

【緊急銃猟中止のお知らせ】

令和●年●月●日●時●分に十和田市○○で実施を予定していた緊急銃猟は、実施条件を満たせなくなったため、中止となりました。

現在、対象のツキノワグマは（～に移動しましたor箱わなで捕獲されました等）

緊急銃猟実施に伴う交通規制は解除されています。

ご協力いただきありがとうございました。

引き続き、ツキノワグマの出没にご注意ください。

この記事への
お問い合わせ

農林畜産課 畜産林務係
電話：0176-51-6745 メール：norintikusan@city.towada.lg.jp

(表5) 現場における役割分担

役割	対応者（人数は参考）	内容
捕獲者（射手）	十和田市鳥獣被害対策実施隊から推薦された者 (初弾で危険鳥獣の動きが止まらないことを想定し、複数が望ましい。発砲順を決めておくこと)	緊急銃獵の実施者 現場判断
サポート者	十和田市鳥獣被害対策実施隊 (捕獲者を除く)	捕獲者のサポート（捕獲者の技術的サポートや照明、盾等による物理的な射手のサポート）
現場指揮者	農林畜産課 (畜産林務係) 2名	銃獵実施までの意思決定、指示等を担当 ※銃獵実施に至るまでの間、警察、実施隊の助言を受けながら現場を指揮
情報連絡員	農林畜産課 (畜産林務係) 1名以上	関係機関との連絡調整及び現場指揮者への情報伝達
広報担当者	農林畜産課 (畜産林務係) 1名 (その他係) 1名以上 防災危機管理室 1名以上 秘書課 1名以上 (広範囲に及ぶ場合は適宜追加)	報道機関対応 公式ホームページ、SNS掲載、防災無線及び広報車での呼びかけ (畜産林務係は庁内にて指示)
電話対応者 (広報応援者)	農林畜産課 (水田・農政係) 4名以上	防災無線等の広報後、電話問い合わせの対応（報道機関込み）
記録者	農林畜産課 (水田・農政係) 1名以上	ビデオカメラ等での記録
交通規制係	農林畜産課 (畜産林務係) 1名 まちづくり支援課 2名以上 警察署 (広範囲に及ぶ場合は適宜追加)	道路等における交通規制等
避難誘導係	農林畜産課 (畜産林務係) 1名 まちづくり支援課 2名以上 (広範囲に及ぶ場合は適宜追加)	付近の住民へ避難を呼びかける
地権者等との調整者	農林畜産課 (水田・農政・補佐) 1名以上	土地の立入りの際に、場所の管理者・地権者（土地の立入りを行う場合）と調整を行う。
原状回復担当者	農林畜産課 (畜産林務係) 2名以上	個体処分と原状回復 情報連絡員が主体となって行う。

(図2) 緊急銃猟実施の流れ

